

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

規 則

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課） 一

告 示

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧

（水産業振興課） 五

○土地改良区の定款変更の認可（二件）

（仙台地方振興事務所） 五

○土地改良区の定款変更の認可

（東部地方振興事務所） 六

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（新産業振興課） 六

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課） 六

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等

六

監査委員

○包括外部監査結果に関する報告の公表

六

○包括外部監査結果に対する措置の公表（四件）

七

規 則

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十一号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に改める。
第二十四条の第二項中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に改め、同条第二項中「第四十八条第一項」を「第七百三十九条の五第一項」に改める。

第二十五条第二項中「第八条」を「第五十七条の四の二」に、「あん分率」を「あん按分率」に改める。
様式第五号（その六）（表）中「ロロ付取扱期限」を「ロ取扱期限」に、「ロ有効期限」

「ウウと銀行又は郵便局・ＡＴＭで納付の場合は、左側一枚を併用ください。」

を「本証明書の有効期限」に改め、

及び「※この証明書は継続検査（構造等変更検査）に必

要です。から車検証と一緒に大切に保管してください。」を削り、同様式（裏）中「額の延滞金を併せて」を「監監金額」に改める。

様式第五号の二（その三）（表）を次のように改める。

(表)

自動車税督促状

年度自動車税種別割	
登録番号	
納付番号	確認番号
納期限	
税額	円

上記のとおり未納となつていますから至急納めてください。
行き違いにより、既に納められた方にも本状が送達されることがありますので御了承ください。
(裏面もご覧ください。)

↓ 下の部分を切り取り、裏面の各納付場所にて納付願います。この裏面は、領収証書等とともに大切に保管してください。

77

宮城県

領収済通知書

公

通常払込料金
加入者負担



加入者名	宮城県・取扱者	口歴記号	00130-8-967087	金額	
宮城県会計管理者	番号	納付番号	確認番号	納付区分	
04000					
年度	税目	納期限			
課税事務所					

34

延滞金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
合計額											
※延滞金額が空白のものは、金額を合計額とします。											
納税者氏名											領収日付印
コンビニ											取扱期限

(注意) 金額を訂正した場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。
(郵便局/金融機関/CS本部/宮城県保衛)

印

自動車税納付書
兼振替払込請求書兼受領証



加入者名	宮城県・取扱者	宮城県会計管理者
口歴記号	00130-8-967087	
番号		
納付番号		納付区分
確認番号		
税額		円
延滞金		円
合計額		円
納期限		
納税者氏名		
課税事務所		領収日付印

この受領証は、大切に保管してください。

裏面もご覧ください。

領収証書

納付番号		課税年度	
確認番号			
納期限			
税額			円
延滞金			円
合計額			円

上記金額を領収しました。
※延滞金額が空白のものは、税額を合計額とします。

領収日付印
収入印紙不要 (納税者保衛)

ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この裏面が領収証書となります。※延滞金額が空白のものは、税額を合計額とします。

ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この裏面が領収証書となります。※延滞金額が空白のものは、税額を合計額とします。

様式第五号の二（その三）（裏）を次のように改める。

(表)

	<p>(督促及び自動車税について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。 2 さき送付済の納税通知書を紛失された場合は、本状で納めてください。 3 自動車の登録内容に変更が生じた場合(住所、譲渡、陸揚等)は、速やかに運輸支局に手続をして仙台中央県税事務所副町田出張所に自動車税申告書(抹消登録を除く。)を提出してください。 4 この処分(督促)について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 5 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を待たずに、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を待たなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。 イ 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ハ その他、裁決を待たないことにつき正当な理由があるとき。 <p>この督促に係る延滞金については、地方税法に規定するところにより計算の上、納めなければなりません。</p>	<p>自動車税は、毎年4月1日現在で運輸支局に登録されている所有者(御買取の場合は使用者)に納めていただく税金です。4月1日以後に所有者(使用者)の変更があつても、その年度の自動車税は、4月1日現在の所有者(使用者)に納める義務があります。</p> <p>金融機関等に納付されてから県の収入になるまでに、10日間程度の期間を要しますので、行き違いにより、既に納められた方にも本状が送達されることがありますので御了承ください。</p>
--	---	--

※印刷要領 余白には、書式及び記載事項を調整の上、納税者に対するお知らせ等を記載することができます。

様式第十五号の二(表)中「**納付取扱期限**」を「**取扱期限**」に改め、同様式(裏)

中「納付書等の該当欄に記載して」を削る。

様式第三十八号(その四)中「**納付取扱期限**」を「**取扱期限**」に改める。

様式第二百二十三号の六(表)中「**納付取扱期限**」を「**取扱期限**」に改め、

「**納付書**」銀行又は郵便局・A.T.Mで納付の場合、左欄一枚を、右欄一枚を、使用してください。

を削り、同様式(裏)中「表記の徴収金を納める場合の延滞金については」を「この通知

書により、減額後の納付すべき額を納期限後に納付する場合には」「計算の上、」に記載して」を「計算の上、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の宮城県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第三百二十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和六年四月三十日から令和六年五月十四日まで縦覧に供する。

令和六年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 石巻市長渡浜長渡二十五番地 阿部 成幸 石巻市長渡浜姥婆十五番地 阿部 欽一郎	加入区 網地島加入区 宮城県漁業協同組合網地島支組合の名称 石巻市長渡浜長渡七十二

○宮城県告示第三百二十七号

秋保町土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和六年四月二十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年四月三十日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 佐 藤 静 哉

○宮城県告示第三百二十八号

亙理土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年四月二十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年四月三十日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 佐 藤 静 哉

○宮城県告示第三百二十九号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年四月二十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年四月三十日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 石 川 佳 洋

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 産業技術総合センター依頼試験及び試験機器保守管理等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 経済商工観光部新産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年三月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人宮城県計量協会 宮城県仙台市太白区長町七丁目二十二番二十三号

五 落札金額 五千八百七十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年一月二十三日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市下増田字鶴巻西四百三十九番一

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市美田園四丁目二十一番地の二 ブルー

ム・サティ二〇一号

大友 蓮

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二特別養護老人ホームヴェール・ド・エクラの項の次に次のように加える。

住宅型有料老人ホームピーコムライフ八木山

同 市太白区八木山南一丁目十一番地十七

別表第二社会福祉法人基弘会特別養護老人ホームリズムタウン仙台の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム愛泉荘くさずな館

同 市泉区七北田字道二十四番地の二

附 則

この告示は、令和六年四月三十日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人福土直和から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊1及び別冊2のとおり公表する。

令和6年4月30日

宮 城 県 公 報

○宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による平成30年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年4月30日

宮城県監査委員	佐々木 喜 藏
宮城県監査委員	佐々木 功 悦
宮城県監査委員	成 田 由 加里
宮城県監査委員	吉 田 計

第1 監査結果の報告

平成30年度の包括外部監査の結果（連結財務書類における連結対象団体の財務事務の執行及び管理の状況について）については、平成31年3月27日に包括外部監査人から報告があり、同年4月16日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知の日

令和6年3月29日

第3 措置の内容

別紙のとおり

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成30年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果 7. 一般社団法人東北地域医療支援機構 2. 内部規程の整備について 【結果】	法裁規程や経理規程等の不足している内部規程について、本法人に適した規程を作成する必要がある。(P72)	法人における法裁区分を明確にするため、令和5年3月に法裁規程を制定し、令和5年4月1日より施行している。 なお、経理規程については、令和3年4月1日より施行している。

○宮城県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による令和2年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年4月30日

宮城県監査委員	佐々木 喜 藏
宮城県監査委員	佐々木 功 悦
宮城県監査委員	成 田 由 加里
宮城県監査委員	吉 田 計

第1 監査結果の報告

令和2年度の包括外部監査の結果（宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について）については、令和3年3月29日に包括外部監査人から報告があり、同年4月20日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知の日

令和6年3月29日

第3 措置の内容

別紙のとおり

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	Ⅲ. 今回の監査結果 第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場 1. 仙台市陸上競技場との管理区分について 【意見】	本複合施設を構成する5施設（宮城球場、仙台市陸上競技場、ウォーミングアップ場、宮城相撲場、宮城テニスコート）のうち、4施設は宮城県の所有であるが、仙台市陸上競技場のみが仙台市の所有となっている。しかし、各施設については一括して、一の指定管理者が選定されている（※楽天野球団が管理する宮城球場を除く）。 この点、指定管理者は4施設の管理において、宮城県所有分と仙台市所有分に分けて別個に管理状	仙台市にヒアリングを実施し、宮城野原公園の県有施設について譲り受けの意向がないことが確認されたことから、施設の譲渡による効率化は現時点では困難である。 なお、指定管理者にヒアリングしたところ、県の指定管理業務様式が任意様式が多いことや仙台市と様式が異なるものがあることが確認されたため、県指定様式として整理するとともに、様式の統一化を図った。

	<p>況報告等の事務手続や区分経理を行わざるを得なくなっており、全体としては効率的と言えない状況となっている。県は仙台市とも共同のうえ、施設すべての仙台市への譲渡等も含めた各施設の効率的な管理に資する管理形態を勘案することが望まれる。 (P34)</p>	<p>モーターボートの燃料であるガソリンの保管状況を視察したところ、ガソリンタンクが艇庫の端奥に、カラーコンやボートの備品と並列されている状態であった。担当者の話によると、消防法に定められているとおり、艇庫内で保管するガソリンを20リットル未満にしているとのことであるが、タンクは約20個保管されており、タンク内のガソリンの量によっては合計200リットルを超えてしまうことから、消防法違反の可能性もある。また、艇庫内には、他の備品やごみ袋などがあることから、万が一、ガソリンに引火した場合、被害が拡大するおそれもある。</p> <p>指定管理者は、県にガソリン貯蔵庫設置の要望を出しているが、県側は、ガソリンをその都度購入するようにとの反応であったという。ガソリン貯蔵庫がないことによる危険性や不便さに対する、県の認識について疑問が生じる。</p> <p>利用者と職員、さらには近隣住民の安全確保のために、ガソリン用の貯蔵庫の設置は必須である。県は、ガソリン貯蔵庫の設置を早急に検討すべきである。</p>	<p>令和5年11月に少量危険物保管庫を設置し、11月14日から供用開始済み。</p>
<p>3 Ⅲ. 今回の監査結果 第6章. 宮城県長沼ボート場（アエス総合ボートランド） 2. 屋外ボート競技場のトイレ設置 【意見】</p>	<p>(P115)</p> <p>長沼ボート場内で一般的な水洗トイレが設置されているのは、管理事務所内のみであり、屋外のボート競技場には仮設トイレのみが設置されている。ボート競技の参加者は高校生等の若い選手たちであり和式トイレが苦手ということで、数年前に指定管理者は、管理事務所内の和式トイレを洋式トイレへと改装したが、仮設トイレについては、現状も和式のままである。本来ならば仮設トイレを廃止し、新たに簡易水洗トイレを増やすことが理想的であるが、河川敷は水洗トイレの設置が困難であり、また、屋外の別の場所や艇庫内に設置するとなると浄化槽の問題が絡んでくる。</p> <p>選手や観客が快適に施設を利用するためには、清潔な水洗トイレが整備されていることが最低条件である。利用者満足度を上げるためにも、まずは仮設の和式トイレを洋式トイレに替えるように県は予算を組み、利用者の不便を少しでも解消すべきであろう。 (P117)</p>	<p>令和5年8月に洋式仮設トイレ（4台）を設置し、利用者の利便の向上を図った。</p>	
<p>4 Ⅲ. 今回の監査結果 第6章. 宮城県長沼ボート場（アエス総合ボートランド） 6. 利用促進への取り組み 【意見】</p>	<p>宮城県長沼ボート場の利用者の大部分は団体であり、個人利用が少ない。未経験者でもボート場の利用は可能であるが、安全を保つことができる人に限られてしまうため、利用者が特定されてしまうのが現状である。さらに今年度は、新型コロナウイルスの影響で、利用者がさらに減少した。しかし、指定管理者側は、今後も、ボート関係者、ボート関係者</p>	<p>県ホームページから、宮城県ボート協会及びとめ漕艇協会などのホームページにリンクすることで、長沼ボート場及びその周辺施設におけるイベント情報などにアクセスしやすいよう改善した。</p> <p>また、一般の方も参加できる大会や乗艇会などが、長沼ボート場で開催されていることを県ホームページ内で情報発信し、県内外への長沼ボート場の魅力発信に努め</p>	
<p>2 Ⅲ. 今回の監査結果 第6章. 宮城県長沼ボート場（アエス総合ボートランド） 1. ガソリン貯蔵庫の必要性 【指摘】</p>			

	<p>以外への施設のアピールを続け、イベントを積極的に実施し、利用の啓発を図る意向である。 指定管理者のホームページの閲覧者はポータル関係者に限られてしまふ可能性がある一方で、多くの県民が目にする県のホームページに、施設概要のみならず、積極的に長沼ポータル場の長所のアピールや、今後のイベント情報等を配信していくことで、長沼ポータル場の存在価値を県内外に広める効果につながると思われる。(P120)</p>
--	---

○宮城県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による令和3年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年4月30日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	吉田	計

第1 監査結果の報告

令和3年度の包括外部監査の結果（自然環境に係る財務事務の執行について）については、令和4年3月28日に包括外部監査人から報告があり、同年4月19日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知の日

令和6年3月29日

第3 措置の内容

別紙のとおり

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和3年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容

1	<p>第3 外部監査の結果及び意見 3 補助金 (1) 必要性に乏しい補助 【意見】</p>	<p>(現状の問題点) LED化に対する補助に係るトコ当たりCO2削減コストは高く、効率性に乏しい事業と考えられる。実際、LED購入補助を制限している補助事業もあることから、LED化に対する補助の必要性が認められるか疑問である。 (解決の方向性) 補助対象の効率性・有効性を評価のうえ、補助対象事業の範囲を決定する。LED化に対する補助については効率性・有効性に乏しいと考えられるため、補助対象外とするのが合理的である。 (P32)</p>	<p>市町村については、財源の問題でLED化が進んでいない施設が多いことから、本年度から補助対象を、二酸化炭素排出量削減効果が明らかでない従来灯からLED照明への更新のみに絞り、昨年度までは対象としていた新規LED照明の設置やLED照明からLED照明への更新については対象外とした。</p>
2	<p>第3 外部監査の結果及び意見 3 補助金 (2) 1者応募 【意見】</p>	<p>(現状の問題点) スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金の補助事業者への応募が1者である。短い募集期間が1者応募の背景にあったと認められるため、競争性が確保された公募スケジュールであったといえるか疑問である。 (解決の方向性) 公募による競争性を確保するため、個別事業の性質を踏まえた募集時期、募集期間を設定する。 (P33)</p>	<p>令和5年度補助金の補助事業者の公募において、競争性等を確保するため、従来よりも長い1ヶ月(令和5年2月22日～3月22日)の公募期間を設定して実施した。</p>

○宮城県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による令和4年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年4月30日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦

宮城県監査委員 成田由加里
宮城県監査委員 吉田計

第1 監査結果の報告

令和4年度の包括外部監査の結果（道路事業に係る財務事務の執行について）については、令和5年3月30日に包括外部監査人から報告があり、同年4月25日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和6年3月29日

第3 措置の内容

別紙のとおり

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和4年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	第3. 外部監査の結果及び意見 1 事業評価 (5) 長期未着手の都市計画道路 【意見】	(現状の問題点) 長期未着手の都市計画道路について、未検証の延長が計画延長の約12%となっていることから、早期の見直しを促進する必要があると考えられる。 (解決の方向性) 着手時期未定の市町村は限定されているため、広域行政を担う県の立場から、引き続き当該市町村に対する必要な支援策を講じ、早期の見直しを図る。 (P15)	都市計画道路の見直しについて、未着手であった11市町村に対し補助事業制度の紹介やPT調査結果の提供等、きめ細やかな助言を行った結果、令和5年度は新たに石巻市と柴田町の2市町が見直しに着手している。 引き続き未着手の市町村に対して、早期の見直し着手を促している。
2	第3. 外部監査の結果及び意見 4 公社等 (1) 受託事業収益の計上もれ 【指摘】	(現状の問題点) 道路公社の決算において、「みやぎ県北高速幹線道路工事委託」に係る受託事業収益・費用の計上もれていないと認められる。 (解決の方向性) 道路公社における内部統制上のリスク評価を適切に行い、専門家の関与の必要性・十分性を検討する。 (P31)	内部統制上のリスク評価を適正に行うため、適宜、専門家に確認することとした。 今年度は適正な会計処理を行うため、取得した固定資産にかかる法定耐用年数について、公認会計士の指導を仰いだと伺っている。

3

第3. 外部監査の結果及び意見
4 公社等
(2) 重要な会計方針の記載不足
【指摘】

(現状の問題点)
現在、実施していない事業に係る道路事業損失補てん引当金残高8,010百万円（令和3年度）に係る内容が重要な会計方針に記載されていないため、重要な会計方針の記載不足と考えられる。
(解決の方向性)
重要性が認められる会計処理の内容については、重要な会計方針等において、当該内容を明記する。
(P32)

4

第3. 外部監査の結果及び意見
4 公社等
(3) 不明確なペイオフ対策
【意見】

(現状の問題点)
道路公社はペイオフの限度額(10,000千円)を超える多額の預金を有しているのであるから、預金の安全性検討や評価をせず、預金先を決定することがペイオフ対策として十分といえるか疑問である。
(解決の方向性)
預金先の安全性検討・評価を実施する等、県の取組も参考にペイオフ対策方針を明確にする。
(P33)

県のペイオフ対策を参考に令和5年1月に余裕資金運用の方針を改め、同年3月に決済用預金への付け替えを実施済みであり、今後も預金先の安全性の検討・評価を実施しながら運用していくと伺っている。

5

第3. 外部監査の結果及び意見
4 公社等
(5) 管理部門の合理化検討の余地
【意見】

(現状の問題点)
道路公社と親和性があると考えられる公社等（宮城県土地開発公社、宮城県住宅供給公社）があることから、管理部門の共通化等の合理化策の検討余地がないといえるか疑問である。
(解決の方向性)
管理部門の共通化によるメリット比較を行い、管理部門の合理化余地がないか検討する。
(P36)

県では、平成9年度から公社等外郭団体の見直しに着手しており、公社等外郭団体改革計画の取組を通じて、指定団体数が大きく減少したほか、県の指導による経営改善が進むなど、団体の統廃合や経営改革といった観点からの見直しは区切りがつつきつつあることから、令和4年3月に取組の主軸を「経営改革」から「自立推進」に移行した「公社等外郭団体自立推進計画」を策定し、公社等の一層の自立に向けた取組を進めている。

る。このことから、経営状況が良好な道路公社においては、団体の統廃合について区切りがつかっているものと理解している。